

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和3年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は（元－2号）及び（2－1号）の2件で、いずれも前年から繰り越されたものである。

不当労働行為事件の推移

区分	項 目		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	
係 属	前年からの繰越		3	4	0	1	2	
	新 規 申 立		4	0	2	1	0	
	計		7	4	2	2	2	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全 部	0	0	0	0	0
			一 部	1	1	0	0	1
		棄 却		1	0	0	0	1
		却 下		0	0	0	0	0
	取 下 げ ・ 和 解	取 下		0	1	0	0	0
		無 関 与		0	0	0	0	0
		関 与		1	2	1	0	0
	計		3	4	1	0	2	
	終結事件の平均処理日数			330	360	83	—	530

(注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 不当労働行為取扱事件一覧表

事件番号 (事件名)	申立人	被申立人	上部 団体	業 種	救済申立内容	労組法 7条 該当号	申立年月日 終結年月日	処理 日数	第1回調査年月日 (調査回数) 第1回審問年月日 (審問回数) 結審日	終結 事由	備 考
元(不) 2	Xユニオン	株式会社Y	有	サービス業(自 動車整備業)	・ 不利益取扱い ・ 支配介入	1号 3号	元.11. 8 3. 3.25	504	2. 1. 7 (7) 2. 8.24 (2) 2.10.30	一部 救済	—
2(不) 1	Xユニオン	株式会社Y	有	製造業(食料品 製造業)	・ 不利益取扱い ・ 不誠実団交 ・ 支配介入	1号 2号 3号	2. 6. 1 3.12. 8	556	2. 7.31 (7) 3. 6.29 (1) 3. 8.31	棄却 ・ 却下	—

(注) 処理日数とは、申立から終結までの日数。

3 終結事件の審査概要

令和元年（不）第2号不当労働行為事件

1. 当事者

申立人 Xユニオン

被申立人 株式会社Y

2. 申立ての概要

申立人は、被申立人が申立人の組合員に対して行った以下の(1)から(4)までの行為が不当労働行為であるとして、救済を申し立てた事件である。

- (1) A組合員に対し、他の従業員よりも低額の平成30年冬季一時金を支給したこと。
- (2) 平成31年3月26日、A組合員をC市内の支店から同市内の本社へ異動させたこと。
- (3) A及びB組合員に対し、他の従業員よりも低額の令和元年夏季及び冬期一時金を支給したこと。
- (4) B組合員に対し、組合からの脱退を促すような発言をしたこと。

3. 請求する救済の内容要旨

- (1) A組合員に対し、平成30年冬季一時金を追加支給すること。
- (2) A組合員の異動を撤回すること。
- (3) A及びB組合員に対し、令和元年夏季及び冬季一時金を追加支給すること。
- (4) 組合員に対し、組合からの脱退を勧奨するなど支配介入行為を行わないこと。

4. 審査の概要

令和元年11月8日に申立てがあり、翌年1月7日から9月11日までに調査が7回、審問が2回行われた。令和2年10月30日に結審し、翌年3月25日に命令書を交付した。

5. 命令の要旨

- (1) 平成30年12月22日の一時金について、A組合員に対し、一時金を追加支給すること。
- (2) A組合員の異動を撤回し、元の支店へ復帰させること。
- (3) 令和元年6月30日の一時金について、A及びB組合員に対し、一時金を追加支給すること。
- (4) 令和元年12月20日の一時金について、請求は棄却する。
- (5) 組合員に対し、組合からの脱退を勧奨するなど支配介入行為を行わないこと。
- (6) 上記(4)を除く各行為について、申立人に対し謝罪文を手交すること。

令和2年（不）第1号不当労働行為事件

1. 当事者

申立人 Xユニオン

被申立人 株式会社Y

2. 申立ての概要

申立人は、被申立人が申立人に対して行った以下の(1)から(4)までの行為が不当労働行為であるとして、救済を申し立てた事件である。

- (1) 執行委員長に対し、平成30年12月以降、賞与を支給しなかったこと。
- (2) 執行委員長に対し、平成30年10月30日以降、就労時間の短縮、勤務日数の削減、帰宅命令を行ったこと。
- (3) 第2回団体交渉以降、期日の間隔を合理的な理由なく空け、交渉時間を1時間と設定したこと。
- (4) 第5回団体交渉期日に、組合掲示板の設置を許可しなかったこと。

3. 請求する救済の内容要旨

- (1) 執行委員長に対し、平成30年12月以降の賞与を支給すること。
- (2) 執行委員長に対し、平成30年10月30日以降の賃金減額分を支給すること。
- (3) 団体交渉の期日の間隔を長期間空けないこと及び交渉時間を最低2時間とすること。
- (4) 会社工場内（特に食堂兼休憩室）への組合掲示板の設置を求める。

4. 審査の概要

令和2年6月1日に申立てがあり、同年7月31日から翌年6月29日までに調査が7回、審問が1回行われた。令和3年8月31日に結審し、同年12月8日に命令書を交付した。

5. 命令の要旨

- (1) 上記2(1)の行為のうち、平成30年12月時の賞与が支給されなかったことを不利益取扱いとする申立てを却下する。
- (2) 上記2(1)の行為のうち、平成30年10月30日から令和元年5月15日までの間の就業の対価として令和元年5月26日までに支払われた賃金の減額を不利益取扱いとする申立てを却下する。
- (3) その余の申立てを棄却する。

4 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。このため、労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否かを審査している（労働委員会規則第22条）。

年	申請区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年繰越分	不当労働行為	・ X 1 ユニオン ・ X 2 ユニオン 2件	0件	0件	0件	2件
3年新規分	不当労働行為	0件	0件	0件	0件	0件
	法人登記	0件	0件	0件	0件	
	委員推薦	0件	0件	0件	0件	
	労働者供給事業	0件	0件	0件	0件	
合計		2件	0件	0件	0件	2件